

新型コロナウイルス感染症に感染した場合の出席停止期間について

※出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となっていますので、最短でも5日間の出席停止となります。解熱した日によって出席停止期間が延期されますので、下の表に日付を当てはめて確認してください。

/ に日付を入れて算出する		発症0日目	発症1日目	発症2日目	発症3日目	発症4日目	発症5日目	発症6日目	発症7日目	発症8日目
例1	発症当日に熱が下がった場合	発熱/解熱	解熱後1日	解熱後2日	発症後3日	発症後4日	発症後5日			
例2	発症後1日目に熱が下がった場合	発熱	解熱	解熱後1日	発症後3日	発症後4日	発症後5日			
例3	発症後2日目に熱が下がった場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	発症後4日	発症後5日			
例4	発症後3日目に熱が下がった場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日	発症後5日			
例5	発症後4日目に熱が下がった場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日			
例6	発症後5日目に熱が下がった場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日		

※これ以降は、解熱した日によって停止期間が延長されます。

※「発症」とは、症状が始まった日のことです。発症した日は「0日目」となります。病院を受診した際に医師に経過を伝え、発症日を確認してください。

※無症状者は検体を採取した日が「0日目」となります。